

	家族にリフレッシュの機会を！ 障害児一時預かり事業を開始
と き	10月17日(月)事前予約開始、11月1日(月)事業開始
<p>11月1日(月)から、区立こども発達支援センターで、障害のある子どもや発達に心配のある子どもを一時的にお預かりする「障害児一時預かり事業」を開始する。</p> <p>区には、障害児の家族から、保護者のリフレッシュや病気、兄弟・姉妹の学校行事に参加する際に支援を求める声が寄せられていた。本事業は、障害者手帳や受給者証を必要としないため、障害児や発達に不安を感じる子どもを持つ保護者が気軽に利用することができることや、事業を実施する区立こども発達支援センターが相談から障害の診断、通所訓練まで一体的に実施している施設であるため、障害児やその保護者を総合的に支援できることが特徴。</p>	

障害者総合支援法や児童福祉法等に基づく障害福祉サービスを利用する際に必要となるもの。受給者証を取得するためには、事前に、福祉事務所での手続き等が必要となる。

【事業概要】

(1) 対象児童

練馬区在住の1歳6か月から12歳(小学校6年生)までの障害児や発達に心配のある子ども

障害児者を、日中一時的にお預かりするサービスとして、「日中一時支援」があるが、同事業を利用するためには、受給者証が必要となる。



【一時預かり室】

(2) 時間

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時(日祝、年末年始を除く)

(3) 利用定員

3名

(4) 利用料金

1時間 100円

(5) 利用方法

事前に親子面談を実施し利用登録を行ったうえで、オンラインまたは電話で予約を行う。

10月17日(月)から事前予約を開始。

【区立こども発達支援センター】

23区で唯一の、診療所機能を備えた児童発達支援センター。区の障害児支援の中核的な施設として、心身の発達に心配のある児童や障害のある児童とその保護者に対し、児童を取り巻く様々な機関等と連携しながら、相談や診断、通所訓練など障害児に対する総合的な支援を行っている。

【問合せ】

練馬区 障害者施策推進課事業計画担当係

電話 03-5984-4602